

犯罪被害者等に必要メンタルケア —新たなチャレンジのその後—

公益社団法人全国被害者支援ネットワーク理事

公益社団法人被害者支援都民センター理事長 飛鳥井 望

I. 「東京都総合相談窓口」における13年間の取組

今から10年前の平成23年9月に刊行された「犯罪被害者支援20年・犯罪被害給付制度及び救済基金30年記念誌」では、「支援と治療的ケアの連携の新たなチャレンジ」として、被害者支援都民センターで始めたPTSD（心的外傷後ストレス障害）のための心理療法プログラムであるPE療法の取組について紹介しました。平成20年4月から東京都人権部との協働事業として「東京都総合相談窓口」が都民センター内に設置されることとなり、その機会に、支援と密接に連携した精神的ケアの一環として、実証的エビデンスに基づいてPTSDに有効とされるトラウマ焦点化認知行動療法（PE療法）を導入したのです。「導入する前には、はたしてPE療法のような専門性の高い心理療法が、最前線の被害者支援の現場に馴染むのか、受け入れてもらえるだろうかと心配されました。ところが実際にはPTSD症状の苦悩からの回復が得られるということが、被害者支援にとってとても大きな意味をもつことを、いまではスタッフ一同が本当に実感しており、都民センターの支援の一環としてPE療法を活用することが定着しました。」と同記念誌に記しました。

それから10年が経ち、新たなチャレンジは紛れもなく今では大きな実りとなっています。これまでに数多くの都民センター利用者が、有効なPTSD治療の恩恵を受け、犯罪被害による精神的後遺症からの回復の道をたどることができました。その実績から、当初は2名の心理専門職で取り組んでいたPE療法を、現在の都民センターでは7名の心理専門職が実施しています。そのうち4名は同療法のスーパーバイザーとしての指導者資格も有しています。さらにコロナ禍の下では、ウェブを利用したオンライン形式での同療法の提供も積極的に活用しています。そのおかげで、地方の実家に身を寄せている被害者にも提供可能となりました。これは東京都総合相談窓口として助成を受けた事業の一環ですので、勿論のこと利用者の費用負担は一切ありません。つまり都民センターの支援対象となる都民が犯罪被害によるPTSDの苦悩を抱えている場合、PTSDにもっとも有効とされる心理療法プログラムを無償で、しかもさほど長く待たされることもなく享受できているのです。このようなことはおそらく世界的にも稀有なことと思われませんが、けして夢物語ではなく、今ではわが国の人口の10分の1を占める大都市地域で具現しているのです。総合相談窓口における専門的心理療法プログラムの積極活用は、引き続き令和3年4月スタートの第4期東京都犯罪被害者等支援計画においても、早期回復・生活再建に向けた支援の中の精神的支援の充実の施策の中で、「東京都総合相談窓口では、オンライン形式によるカウンセリング等の精神的ケアを行うとともに、PE療法等に基づく手

法を取り入れた専門的ケアを実施します。」と盛り込まれています。

II. メンタルケアに必要な良質の支援と PTSD の効果的な治療

“America’s heroes deserve nothing less than the best treatment available”（アメリカの英雄たちに相応しいのは、利用し得る最善の治療である。）

この言葉は、米国退役軍人省が、イラク・アフガニスタン戦争後に増加した軍務による PTSD に対処するために、有効性のエビデンスが確証された PE 療法と認知処理療法のセラピストを大量に養成した際のスローガンのような言葉です。わが国の犯罪被害者はどうでしょうか。同じように最善の PTSD 治療が無償で提供されるのに相応しい人たちなのではないでしょうか。

勿論のこと、犯罪被害者のメンタルヘルス問題がすべて PTSD に集約されるわけではありません。またすべてが認知行動療法の適用となるわけでもありませんし、実際のところ支持的カウンセリングで十分に立ち直っていられる被害者の方が多いでしょう。しかし一部には深刻な PTSD 症状に苦しむ被害者が厳然として存在しており、そのような人たちは有効な PTSD 治療を必要としているのです。そして PTSD からの回復の程度が、その人のその後の人生を大きく左右する分かれ道ともなるのです。やはり犯罪被害による精神的後遺症の中核的問題は PTSD であり、被害者遺族の場合にはそれが PTSD を伴う遷延性悲嘆の問題となります。このことは現在だけでなく将来にわたっても変わることはないでしょう。PTSD が精神医学的な病態として治療対象となるのであれば、犯罪被害による精神的後遺症に対しても、PTSD のアセスメントと治療の提供が本来欠かせないはずで、良質の支援と PTSD の効果的な治療が犯罪被害後のメンタルケアの最善の対処法となるのです。

現在の都民センターでは、成人被害者の PTSD のための PE 療法にとどまらず、子どもの被害者の PTSD のためのトラウマフォーカスト認知行動療法や、被害者遺族の PTSD を伴う遷延性悲嘆のための PE 療法を応用した外傷性悲嘆治療プログラムも提供しています。いずれのプログラムも本邦での治療的有用性を検証されたものです。各プログラムについては、全国被害者支援ネットワーク創立20周年記念誌「民間団体による犯罪被害者支援の歴史と展望」（平成31年3月）の中の拙論「犯罪被害者支援における精神援助の発展と役割」で詳細を紹介しましたのでご参照ください。

「センターに来た当初は、心が治療できるとは夢にも思っておらず、回復した今の自分の姿を想像することもできませんでした。来ることができて本当に良かったです。」

都民センターで PE 療法を受けた方々からは、これまでこの感想のような言葉を多く寄せていただきました。とはいっても、あらゆる治療法がそうであるように、PE 療法等のトラウマ焦点化認知行動療法も常に100%効果的というわけではありません。併存する精神的問題や環境条件によっては効果が限定的とならざるを得ないこともあります。また司法手続きや生活の状況に応じては、治療実施の時期を慎重に見計らうことも必要になります。

したがって実施にあたっては事前のアセスメントがとても重要となります。都民センターで

は、まず相談員がアセスメントし、その上で臨床心理士が関わる場合に心理アセスメントを行った後に、心理カウンセリング導入のための評価をしています。以下はその内容例です。

【相談員アセスメント項目】

- ・ 被害内容（発生日時と犯罪種別、加害者との関係、警察通報の有無、有責性の程度）
- ・ 安全性（身体受傷の有無と程度、加害者に関する情報、再被害の危険性など）
- ・ 刑事手続の進捗状況
- ・ 他機関による支援状況
- ・ 生活状況（家族状況、経済面など）
- ・ 精神状態と PTSD 関連症状の可能性
- ・ 被害前の社会適応や既往歴

【心理アセスメント－全般的項目】

- ・ 精神状態・精神症状及び PTSD 関連症状の程度
- ・ 対処行動（望ましい行動、問題となる行動）
- ・ パーソナル・リソース：内的（対処能力）；外的（家庭・学校・職場などのサポート）
- ・ 心理的脆弱性（トラウマ歴、精神科既往歴、知的障害、発達障害など）
- ・ 被害前の社会適応（不登校や職場不適応など）

【心理療法プログラム適用の判断項目】

- ・ 現在の精神状態・精神症状は被害によるものか、以前からの問題によるものか
- ・ 心理面接以外に優先すべき他の支援はないか
- ・ 支持的カウンセリングの継続で回復が期待できるか
- ・ 心理療法プログラムに適応か不適応か
- ・ 薬物療法など医療機関への紹介が必要か
- ・ 刑事手続のストレスにどこまで耐えられそうか

Ⅲ. カウンセリング費用の公費負担制度の実現と今後の課題

筆者は、平成18-19年度「経済的支援に関する検討会」（國松孝次座長）の構成員に加えていただいた折に、精神的被害に対する保険外の心理療法も治療費給付対象とする要望意見を初めて提出しました。そして検討会の中では真摯に議論していただいたのですが、総論は賛成でもいざ具体化するとなると各論困難の壁にぶつかり、結局、制度化にはいたりませんでした。しかしそこで蒔かれた種は後に実を結ぶことになりました。具体的には、その後立ち上げられた「犯罪被害者等に対する心理療法の費用の公費負担に関する検討会」による平成25年の提言を受けて、筆者も参加した警察庁所管の有識者からなる「犯罪被害者の精神的被害の回復に資する施策に関する研究会」が平成26年に設けられ、警察における部内カウンセラーの確実な配置やカウンセリング費用の公費負担制度の全国展開などの提言がなされ、警察庁により平成28年度からカウンセリング費用の公費負担制度運用の予算措置が取られるようになったのです。蒔

かれた種が実るまで10年かかるつもりでいけばよいということをまさに実感しました。

さて、暴力や性暴力の犯罪被害はPTSDの発症につながるリスクが高いことがあきらかにされたことから、近年の犯罪被害者支援では、危機介入モデルによる精神援助にとどまらず、被害者のPTSD関連症状を注意深くアセスメントし、必要に応じて適切な専門的治療やカウンセリングに確実につなげることが、きわめて重要となっています。しかしながら、公費負担制度はできたものの、PTSD等の心理療法・カウンセリングを担える医師や心理専門職は全国的にはいまだ大きく不足しているのが実情です。警察の部内カウンセラーにしても全国被害者支援ネットワーク傘下の各被害者支援センターに所属するカウンセラーにしても、PTSD関連症状の治療を引き受けてくれる紹介先を見つけることがなかなか容易ではないという悩みを抱えながら、面接回数や介入期間等々の制約条件の下で「何ができるか」と活動を模索しているのが現状です。カウンセリング費用の公費負担制度を活かすには受け皿となる専門職の育成がこれからの課題なのです。

IV. 犯罪被害者等基本計画における取組

犯罪被害者等基本法第14条では、犯罪被害者等が心理的外傷その他心身に受けた影響から回復できるようにするための、適切な保健医療・福祉サービスの提供に必要な施策を講ずることを謳っています。本条項により、第1次～第3次犯罪被害者等基本計画では、重点課題②「精神的・身体的被害の回復・防止への取組」において「保健医療サービス及び福祉サービスの提供」に関する施策が講じられてきました。

筆者が議長を務めさせていただき策定された第4次基本計画では、犯罪被害者等の精神的回復に必要なメンタルケアに関連して以下のような施策項目が盛り込まれています。

- ・「PTSD対策専門研修」の内容の充実
- ・PTSD治療の可能な医療機関についての情報提供
- ・PTSD治療に係る自立支援医療制度の周知徹底
- ・PTSD等の精神的被害に関する知識・技能・理解深める医学教育の推進
- ・精神保健福祉センターにおける犯罪被害者等の心の健康回復の相談実施
- ・救急医療体制における精神科医との連携による精神的ケアの確保
- ・思春期精神保健研修の実施による専門家養成
- ・児童養護施設等における心理療法担当職員等の配置による被虐待児の支援
- ・犯罪被害者等である児童生徒に対する学校内カウンセリング体制の充実
- ・警察における被害少年のカウンセリング実施や関係機関・被害者支援団体への紹介
- ・警察における部内カウンセラーによる性犯罪被害者カウンセリングとカウンセリング費用の公費負担運用
- ・犯罪被害者等に関する専門的知識・技能を有する心理専門職等の養成

このように、PTSD 対策の充実と、被害者に関わるさまざまな相談援助機関におけるカウンセリングや精神援助体制の向上、ならびにそのための人材育成が施策の目標として掲げられています。しかしながら各種の相談援助機関の日常業務は、勿論のこと被害者支援に特化しているわけではありません。したがってそこで求められることは、利用者が抱えている問題の背景にトラウマによる精神的後遺症が潜んでいることを十分想定した上での適切な相談援助の工夫です。これが最近大きく注目されている「トラウマ・インフォームドケア」の考え方です。今後ともこれらの施策が着実に進展していくことを大いに期待しています。

V. メンタルケアを支える地域連携

PTSD のための有効な専門的心理療法の全国的普及にはまだまだ時間がかかるとしても、温かく共感的で、PTSD 関連症状による苦悩と生活の支障に対する注意深い適切なアセスメントと心理教育をまじえたメンタルケアは、全国どこでも誰に対してでも提供が可能なものであり、それによって回復への力を得る被害者や遺族は決して少なくありません。そしてそういったメンタルケアを必要とする被害者等を見出しつないでくれるのは、多くの場合、警察官、検察官、弁護士、他の援助機関の相談員です。したがって日頃の地域連携の中で、犯罪被害者等のメンタルケアとしてできることを少しずつ広げながら、それを知ってもらうコミュニケーションが欠かせません。犯罪被害者等のメンタルケアを支えているのもやはり地域連携なのです。

参考文献

飛鳥井望：犯罪被害者支援における精神援助の発展と役割. 民間団体による犯罪被害者支援の歴史と展望—公益社団法人全国被害者支援ネットワーク創立20周年記念誌—, 111-123頁, 2019